

綾瀬市猫不妊及び去勢手術費補助金交付要綱

綾瀬市猫不妊及び去勢手術費補助金交付要綱（平成6年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、綾瀬市で猫を飼養している者（営業のために飼養されている猫を除く。）及び野良猫を保護している者に対し、猫の不妊又は去勢手術を行うことにより、捨て猫の増加及びこれに伴う苦情、被害等を防止するため、その費用の一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 市内に生息する飼い主のいない猫をいう。
- (2) 不妊手術 卵巣又は卵巣と子宮を摘出する手術をいう。
- (3) 去勢手術 精巣を摘出する手術をいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、獣医師（獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を有する者をいう。）により、飼養又は保護している生後6か月以上の猫の不妊又は去勢手術を実施し、その手術費用を支払ったものとする。

- (1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により、本市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 市内の自治会又は市長が認めた市民団体
- (3) その他市長が特に必要と認めたもの

（補助の対象期間）

第4条 補助の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（補助の対象頭数）

第5条 補助の対象となる頭数は、1世帯又は1団体につき2頭までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、野良猫については、頭数の制限をしない。

（識別措置）

第6条 野良猫については、特別な理由があると認められる場合を除き、猫に不妊又は去勢手術済みであることが分かる識別措置を講ずることとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次に掲げる額の範囲内で支払った手術費用の額とし、予算の範囲内において補助する。

(1) 不妊手術の場合

ア 飼い猫1頭につき 4,000円

イ 野良猫1頭につき 5,000円

(2) 去勢手術の場合

ア 飼い猫1頭につき 3,000円

イ 野良猫1頭につき 5,000円

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、猫不妊及び去勢手術費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に手術を実施し、手術費用を支払ったことを証明する書類(以下「領収書」という。)を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において野良猫については、個体が識別でき、不妊又は去勢手術済みであることが分かる識別措置が確認できる野良猫の写真を添えて提出しなければならない。ただし、写真の提出ができない場合は、猫不妊及び去勢手術費補助金個人情報及び識別措置報告書(第2号様式)を提出しなければならない。

(申請書の提出期限)

第9条 申請書の提出期限は、当該領収書が発行された日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までとする。

(交付決定等の通知)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、これを審査し、交付の適否を決定し、猫不妊及び去勢手術費補助金決定通知書(第3号様式。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、猫不妊及び去勢手術費補助金交付請求書(第4号様式。以下「請求書」という。)に決定通知書の写しを添えて、交付決定日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後の手術に係る補助金について適用し、施行日前の手術に係る補助金については、なお従前の例による。

第1号様式（第8条関係）

猫不妊及び去勢手術費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所
申請者 氏名 印
電話

綾瀬市猫不妊及び去勢手術費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

呼名	種類	毛色	性別	生年月	施術動物病院	飼養の区別
		黒・白・茶・薄茶 その他()	雌・雄	年 月		飼い猫 野良猫
		黒・白・茶・薄茶 その他()	雌・雄	年 月		飼い猫 野良猫
		黒・白・茶・薄茶 その他()	雌・雄	年 月		飼い猫 野良猫
		黒・白・茶・薄茶 その他()	雌・雄	年 月		飼い猫 野良猫
		黒・白・茶・薄茶 その他()	雌・雄	年 月		飼い猫 野良猫
添付書類	手術を実施し、手術費用を支払ったことを証明する書類 個体が識別でき、手術済みであることが分かる識別措置が確認できる写真 (野良猫の場合) 猫不妊及び去勢手術費補助金個体情報及び識別措置報告書(野良猫の場合)					

野良猫の場合は、次の事項を確認しました。

今回申請する猫については、他者の飼い猫ではなく、市内で生息する飼い主のいない猫に相違なく、また、手術に関して生じた問題については、市に対して一切の損害賠償等の請求を行いません。

猫に不妊又は去勢手術済みであることが分かる識別措置を講じました。

講じていない場合はその理由()

申請書受理番号

第2号様式（第8条関係）

猫不妊及び去勢手術費補助金個体情報及び識別措置報告書

年 月 日

（宛先）綾 瀬 市 長

住所
申請者 氏 名 印
電 話

綾瀬市猫不妊及び去勢手術費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり個体情報及び識別措置を報告します。

毛色・柄	性 別	体 格	耳カット
黒・白・茶・薄茶 その他（ ）	雌 ・ 雄	小・中・大	 右 左 カット位置と 形状を記入
綾瀬市内の保護した場所	手術実施日		
綾瀬市 丁目・地番まで	年 月 日		
毛色・柄	性 別	体 格	耳カット
黒・白・茶・薄茶 その他（ ）	雌 ・ 雄	小・中・大	 右 左 カット位置と 形状を記入
綾瀬市内の保護した場所	手術実施日		
綾瀬市 丁目・地番まで	年 月 日		
毛色・柄	性 別	体 格	耳カット
黒・白・茶・薄茶 その他（ ）	雌 ・ 雄	小・中・大	 右 左 カット位置と 形状を記入
綾瀬市内の保護した場所	手術実施日		
綾瀬市 丁目・地番まで	年 月 日		

第3号様式(第10条関係)

猫不妊及び去勢手術費補助金決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日に提出された、猫不妊及び去勢手術費補助金交付申請書について、綾瀬市猫不妊及び去勢手術費補助金交付要綱第10条の規定により申請内容を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

申請書受理番号	第	号
決定区分	交付する	交付しない
交付額		円
交付しない理由		

注意事項

- この決定通知書は交付決定日から30日を過ぎた場合無効となりますのでご注意ください。

第4号様式(第11条関係)

猫不妊及び去勢手術費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 綾 瀬 市 長

請求者 住 所
氏 名 印
電 話

綾瀬市猫不妊及び去勢手術費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

1	補助金の名称	綾瀬市猫不妊及び去勢手術費補助金			
2	補助金の交付 決定通知額	円			
3	交 付 請 求 額	円			
4	添 付 書 類	猫不妊及び去勢手術費補助金決定通知書の写し			
5	口 座	フリガナ			
		口座名義人			
		金融機関名		支 店 名	
		預 金 種 目		口 座 番 号	